

○瑞浪市附属機関設置条例

平成28年12月26日条例第23号

改正

平成29年3月22日条例第12号  
平成29年9月28日条例第24号  
平成29年12月22日条例第33号  
平成30年3月22日条例第9号  
令和元年6月20日条例第6号

瑞浪市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、市長及び教育委員会の附属機関の設置及び担任する事務について必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の設置及び担任事務)

第2条 別表左欄に掲げる執行機関に同表中欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事務は、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
(瑞浪市交通安全対策会議条例及び瑞浪市地籍調査推進委員会設置条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 瑞浪市交通安全対策会議条例（昭和46年条例第11号）
  - (2) 瑞浪市地籍調査推進委員会設置条例（平成13年条例第3号）

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に第2条に規定する附属機関に相当する機関の委員として委嘱又は任命されている者は、この条例により設置された附属機関の委員として委嘱又は任命された者とみなす。

附 則（平成29年3月22日条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
(瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和55年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育振興基本計画推進委員会委員  
教育委員会点検評価委員会委員  
加知奨学基金選考会議委員  
教育委員会指定管理者選定委員会委員  
学区制審議会委員  
教育支援委員会委員

」

を

「

加知奨学基金選考会議委員  
教育振興基本計画推進委員会委員  
教育委員会点検評価委員会委員  
教育委員会指定管理者選定委員会委員  
学区制審議会委員  
教育支援委員会委員  
いじめ問題調査委員会委員

」

に改める。

附 則（平成29年9月28日条例第24号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月22日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に瑞浪市老人保健福祉計画等推進委員会の委員として委嘱されている者は、この条例により設置された瑞浪市高齢者福祉計画等推進委員会の委員として委嘱された者とみなす。

（瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和55年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「老人保健福祉計画等推進委員会委員」を「高齢者福祉計画等推進委員会委員」に改める。

附 則（平成30年3月22日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和55年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

景観審議会委員  
瑞浪中央土地地区画整理審議会委員

」

を

「

景観審議会委員  
道の駅検討委員会委員  
瑞浪中央土地地区画整理審議会委員

」

に改める。

附 則（令和元年6月20日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和55年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「中学校統合準備委員会委員」を削る。

別表（第2条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任する事務
市長	瑞浪市契約調査会	入札談合その他入札に関する不正な行為の事実関係の調査及び審議
	瑞浪市プロポーザル審査委員会	プロポーザル方式により事業者を選定する場合の当該事業者の選定基準に関する事項についての審議及び当該事業者の選定についての審査
	瑞浪市行政改革審議会	瑞浪市行政改革大綱及び行政改革の推進に関する事項についての調整及び審議
	瑞浪市情報化推進会議	瑞浪市情報化計画の策定及び情報化関連事業その他地域情報化の推進に関する事項についての調査及び審議
	瑞浪市指定管理者選定委員会	公の施設（教育委員会の所管する施設を除く。）の管理を行わせる指定管理者の選定についての審議及び審査
	瑞浪市功労者選定審査委員会	顕彰及び表彰を受ける者の選定についての審査
	瑞浪市夢づくり地域交付金等事業審査会	瑞浪市夢づくり地域交付金事業及び瑞浪市夢づくり市民活動補助金事業に関する事項についての審議並びに申請事業の審査及び評価
	瑞浪市男女共同参画審議会	みずなみ男女共同参画プランの策定及び見直しに関する事項についての調査及び審議
	瑞浪市人権施策推進審議会	瑞浪市人権施策推進指針の策定及び見直しに関する事項についての調査及び審議
	瑞浪市次世代育成支援対策地域協議会	瑞浪市次世代育成支援対策推進行動計画の策定及び見直しに関する事項についての調査及び審議
	瑞浪市障害者計画等推進委員会	瑞浪市障害者計画及び瑞浪市障害福祉計画の策定及び見直しに関する事項についての調査及び審議
	瑞浪市地域福祉計画推進委員会	瑞浪市地域福祉計画の策定及び見直しその他地域における社会福祉に関する事項についての調査及び審議
	瑞浪市子ども発達支援センター運営委員会	瑞浪市子ども発達支援センターの運営等に関する事項についての調査及び審議
	瑞浪市高齢者福祉計画等推進委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定による老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定による介護保険事業計画の策定及び見直しに関する事項についての調査及び審議
	瑞浪市介護保険運営協議会	介護保険事業に関する重要な事項についての審議
	瑞浪市介護保険地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業の運営等に関する事項についての調査及び審議
瑞浪市地域包括支援センター	瑞浪市地域包括支援センターの設置、運営、	

	運営協議会	評価等に関する事項についての調査及び審議
	瑞浪市地域ケア会議	地域における包括的なケアの推進に関する事項についての調査及び審議
	瑞浪市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所措置等の要否についての審査及び判定
	瑞浪市健康づくり計画推進会議	瑞浪市健康づくり計画の策定及び見直しに関する事項についての調査及び審議
	瑞浪市予防接種被害調査委員会	予防接種による健康被害の調査及び補償等に関する事項についての審議
	瑞浪市「人・農地プラン」検討会	瑞浪市「人・農地プラン」の策定及び見直しに関する事項についての審査及び検討
	瑞浪市特別融資制度推進会議	農業関係資金の貸付けの認定その他貸付けに関する事項についての調査及び審議
	瑞浪市廃工場等指定審査委員会	廃工場等の産業施設及び設備の指定その他廃工場等の利活用に関する事項についての調査及び審査
	瑞浪市道の駅検討委員会	道の駅の設置等に関する事項についての調査及び審議
	瑞浪市営住宅入居者選考委員会	瑞浪市営住宅入居者選考における住宅困窮度の判定基準についての審議
	瑞浪市消防賞じゅつ金等審査委員会	瑞浪市に勤務する消防吏員及び消防団員に係る賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金の授与についての審査
	瑞浪市加知奨学基金選考会議	瑞浪市加知奨学基金の奨学生の選考についての審査
教育委員会	瑞浪市教育振興基本計画推進委員会	瑞浪市教育振興基本計画の策定及び見直しに関する事項についての調査及び審議
	瑞浪市教育委員会点検評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価についての調査及び審議
	瑞浪市教育委員会指定管理者選定委員会	教育委員会が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者の選定についての審議及び審査
	瑞浪市学区制審議会	瑞浪市立小中学校の学区制に関する事項についての審議
	瑞浪市教育支援委員会	障害がある児童又は生徒への適正な教育支援の推進に関する事項についての調査及び審議
	瑞浪市いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確化するための調査

○瑞浪市男女共同参画審議会規則  
平成 28 年 12 月 26 日規則第 46 号

瑞浪市男女共同参画審議会規則  
(趣旨)

**第 1 条** この規則は、**瑞浪市附属機関設置条例（平成 28 年条例第 23 号）第 3 条の規定**により、瑞浪市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第 2 条** 審議会の委員（以下「委員」という。）は、15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

**第 3 条** 委員の任期は、みずなみ男女共同参画プランの策定に関する審議が終了した日までとする。

(会長及び副会長)

**第 4 条** 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

**第 6 条** 会長は、必要に応じ審議の結果を市長に報告する。

(守秘義務)

**第 7 条** 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

**第 8 条** 審議会の庶務は、生活安全課において処理する。

(委任)

**第 9 条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。